農薬取締法と 農薬の安全・適正な使用について

岡山県農林水産部農産課



農薬の安全・適正使用

- ★農薬の性格(特徴)
 - ・農作物という食品になり得るものに散布される
 - ・意図的に環境中に放出される
 - ・生産者、作業者によって散布される



- 4つの場面の安全を確保することについて十分配慮する。
 - ① 使用者に対する安全
 - ② 作物に対する安全(薬害)
 - ③ 農作物に対する安全(残留農薬)
 - ④ 環境に対する安全

農薬使用者の責務

- 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- ② 人畜に被害が生じないようにすること。
- ③ 農作物の汚染が原因となり人畜に被害が生じないようにすること。
- ④ 農地等の汚染→農作物等の汚染→人畜に被害が 生じないようにすること。
- ⑤ 生活環境動植物への被害が発生しないようにすること。
- ⑥ 公共用水域の水質汚濁による人畜に被害が生じないようにすること。

表示事項の遵守義務(食用農作物等)

- ① 適用がない作物には使用しない。
- ② 定められた使用量又は濃度を超えて使用しない。
- ③ 定められた使用時期を守る。
- ④ 定められた総使用回数で使用する。
 - ★食用でない庭木、樹木などでも農薬使用基準を 守るようにする(努力義務)。

努力義務

- ① 登録に係る**適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上 又は使用の注意事項、最終有効月日**に従い安全かつ適正に 使用する。
- ② 空中散布の際には、区域外への飛散を防ぐ。
- ③ ゴルフ場外への農薬の流出を防ぐ。
- ④ **住宅地等の周辺での散布**で、農薬が**飛散しないようにする**。
- ⑤ **水田**で使用する農薬の止水期間を守り、**流出防止に努める**。
- ⑥ **土壌くん蒸剤**の被覆期間を守り揮散防止に努める。
- ② 農薬使用日、場所、作物、種類や量を記帳する。

農薬の適用表と使用上の注意事項

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	○○を含む 農薬の 総使用回数	
稲	ウンカ類	2000倍	60∼150L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	散布	3回以内	
稲	ウンカ類	16倍	0.8L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	無人ヘリコプター による散布	3回以内	

⚠ 効果薬害等の注意

●使用量にあわせ薬剤を調整し、使いきる。



- 🗭 ●桑に付着する恐れがある地域では、使用し ない。
 - ●ミツバチを放飼している地域では、使用を 避ける。

⚠ 安全使用上の注意

●散布時は、農薬マスク、不浸透性手袋、 長ズボン・長袖の作業衣などを着用する。 作業後は直ちに手足、顔などを石けんで よく洗い、洗眼・うがいをして、衣服を 換える。

★ラベルに表示している内容は必ず守って使用する

- →適用表の内容だけでなく、**使用上の注意事項も確認**し、守ること。
- →使用頻度が高い農薬でも、毎回ラベルを確認する癖をつける

農薬の使用方法の表示と散布機器との関係

使用方法に 関する表示	意味
散布	防除対象に応じて、適切な散布器(人力散布機、可搬式動力散布機、走行式動力散布機、無人航空機等)を選択して散布すること。
無人ヘリコプター による散布	無人航空機によって散布すること
空中散布	有人へリコプター によって広域に散布すること

農薬の使用方法としての「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」等の表示は、ドローンを含め散布機器の選択に制限を設けるものではなく、 農薬散布に当たり**使用する散布機器は農薬使用者の自律的な判断**に任され ている。

農薬の使用方法の表示と散布機器との関係

!注意!

使用方法が「散布」、「雑草茎葉散布」、「全面土壌散布」となっている農薬でも「使用上の注意事項」等の欄で使用機器や使用方法が 指定されるケースもあるので、ラベルは全体をしっかり確認すること。

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	○○を含む 農薬の 総使用回数	
稲	ウンカ類	16倍	25~50L/10a	収穫14日前 まで	2回以内	散布	3回以内	

使用上の注意事項

●少量散布の場合は、希釈水量に応じ、**それぞれ専用のノズルを用いて**、雑草木の葉面に均一に散布すること。

専用のノズルを用いずに散布することはできない

ポジティブリスト制度

- 食品衛生法に基づく制度。
- すべての農薬について残留基準値を設定。 基準値を超えて食品中に残留した場合、 その食品の販売等が禁止される。
- 残留基準値が定められていない場合は、 一律基準値(0.01ppm)が適用され、これを超えた場合は該当の農作物の流通が 禁止される。

ポジティブリスト制度 ~主な違反原因4つと対策~

- 1 適用外使用
- 2 使用基準(時期、回数など)を守らず使用
 - →使い慣れた農薬でも使用ごとに**必ずラベル確認**
- 3 散布器具の洗浄不足
 - →防除器具は使用後にはしつかり洗浄
 - →使用時に**十分洗浄されていることを確認**
- 4 隣接して栽培していた作物に農薬が飛散
 - →飛散が少ないと考えられる剤型を選択
 - →散布時の気象条件、周囲の障害物等に注意

無人航空機空中散布時の届出について

1 航空法に基づく許可・承認

2 空中散布計画書・実績報告書の提出

- ✓「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る 安全ガイドライン」に基づき、県に報告
- ✓無人マルチローター(いわゆるドローン)に ついても、県に報告をお願いします

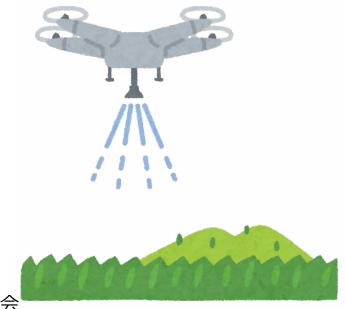
3 事故報告書(事故発生時)

「無人航空機による農薬の安全使用に関する指導要領」

(令和元年11月28日付け農産第912号)

○目的

無人航空機による空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、適正な実施に資するため



指導要領の主な内容①

- ○事業計画書の作成と提出
 別記様式1を実施月の前月末までに県に提出する。
- ○事業実績書の作成と提出
 別記様式2を実施後速やかに県に提出する。
- ○事前周知の実施

実施区域及びその周辺の公共施設、居住者、養蜂家等[※]に 十分周知する。 ※有機農家を含む。



事業計画書(別紙様式1)の提出

別記様式1

年 度 空 中 散 布 計 画 書

実施主体名		操縦者名		機体確認	該当市	実施予定	対象	Un then 27	**	散布	10a当たり の使用量	備考
防除委 託者名	防除実 施者名	氏名	技能認証 の番号	機体確認 の番号	町村名	実施予定 月日	対象 作業名	作物名	実施面積	散布 資材名	の使用量 又は希釈 倍数	川 与
ä†												

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2) 機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。

事業実績書(別紙様式2)の提出

別記様式2

年度空中散布実績報告書

実施主体名		操縱者名		機体確認	該当市町村名	宇佐日口	计争作类々	作物名	実施面積	散布資材名	10a当たり の使用量	備考
防除委 託者名	防除実 施者名	氏名	技能認証 の番号	の番号	該当印刷打石	关心力口	对象IF未有	1F1/0/10	天心即惧	取印貝材石	10a当たり の使用量 又は希釈 倍数	湘石
計												

記載注意

- (1) 技能認証の番号には、登録代行機関の技能認証の番号を記載すること。
- (2)機体確認の番号には、登録代行機関により付与された番号を記載すること。
- (3)補完防除(病害虫の発生が多い場合に予定された防除に加えて行う防除をいう。)にあっては、その旨備考欄に記載すること。

事故発生時の対応

「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」 「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」 (抜粋)

第3 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

- 1 事故の類型は、以下のとおりとする。
 - (1)農薬事故 空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(略)

2 <u>1 (1)に規定する事故が発生した場合</u>は、実施主体は、別記様式 (無人へリコプターの場合は別紙様式3を使用)の<u>事故報告書を作成</u> し、実施区域内の都道府県農薬指導部局に提出する。

農薬事故発生時は県に報告ください

○報告先:岡山県農産課

○報告方法:事故報告書を提出

第1報:事故発生直後

(概要、初動対応等)

最終報:事故発生から1ヶ月以内

(事故の詳細、再発防止策の策定等)

まとめ

「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」

- ① 農薬ラベルによる使用基準の確認・遵守
 - →高濃度散布の登録があるか?
 - →無人航空機による散布ができるか?
- ② 農薬を使用する際の**周辺への配慮及び飛散防止** 対策の徹底(住宅地周辺、他作物への配慮・・・)。
- ③農薬事故が起きたら県に報告を。